

島根原発 3 号機の事前了解願いに係る対応について

島根県防災部原子力安全対策課
島根県地域振興部地域政策課

1. 主な経過

- (1) H30. 5. 22 中国電力が、3号機の新規制基準適合性申請に係る事前了解願いを県及び松江市に提出
- (2) H30. 6. 6 県が、安全対策協議会、顧問会議を開催し、意見を聴取
- (3) H30. 6. 14 県議会総務委が、実地調査及び中国電力を参考人招請
- (4) H30. 6. 29 県議会総務委が、委員会として、3号機の新規制基準適合性申請を了承することを決定
- (5) H30. 7. 6 県議会が、3号機の新規制基準適合性申請を了承
- (6) H30. 8. 6 同日までに、関係自治体すべてが、中国電力に回答
- (7) H30. 8. 7 県が、3号機の取扱いについての考え方を発表
- (8) H30. 8. 9 県が、中国電力に、事前了解願いについて回答
- (9) H30. 8. 22 県が、国の関係機関に、3号機に関する要請を実施

2. 県の対応

- (1) 島根原発 3 号機の取扱いについての県の考え方（別紙 1）を発表
- (2) 県の判断を周辺自治体に説明し、中国電力や国へ届ける意見を受取
- (3) 中国電力に、以下の内容で回答
 - ① 原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発 3 号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解
 - ② 安全協定第 6 条第 2 項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、国から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断
 - ③ 県から示す諸事項（別紙 2）への適切な対応を要請
 - ④ 回答に添付する周辺自治体の意見への適切な対応を要請
- (4) 国の関係機関に諸事項を要請
 - ① 県から示す諸事項への適切な対応を要請
原子力規制委員会（別紙 3）、経済産業省（別紙 4）、内閣府（別紙 5）
 - ② 通知に添付する周辺自治体の意見への適切な対応を要請

島根原発3号機の取扱いについての県の考え方

1. 島根県及び松江市が中国電力と締結している安全協定では、中国電力が原子炉施設に重要な変更を行おうとする場合、事前に島根県及び松江市の了解を得ることが必要です。
2. 中国電力は、この了解を得るため、5月22日、島根原発3号機が原子力規制委員会の新規制基準に適合するかについて、原子力規制委員会に申請を行うことにつき、島根県と松江市に事前了解願いの提出を行ったのであります。
3. 原発については、安全の確保が大変重要であり、県では、専門家による原子力安全顧問会議や、県内各界の方々が参加する原子力の安全対策協議会の開催などにより、県民や関係自治体、専門家などの意見を聴いてまいりました。
4. 6月6日に開催した専門家による原子力安全顧問会議では、原子力規制委員会が審査すべき内容等について、
 - (1) 福島原発事故を受け、必要な安全対策設備は整備され、その対策は有効に機能するものになっているか
 - (2) 施設や設備の面だけでなく、人的な面においても適切な対策がとられているかなどのご意見をいただきました。
5. 同日開催し、住民の方々も参加した安全対策協議会等では、
 - (1) 原発に100%の安全はなく、不安は払しょくできない
 - (2) 電力需給に余裕がある中で、なぜ原発が必要なのかといった意見をいただきました。

6. また、県議会におかれては、中国電力に対して安全確保のための継続的な取組みなどを求めた上で、申請を了承されました。
7. 立地自治体の松江市は、7月5日、中国電力に対し、原子力規制委員会の審査に適確に対応することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。
8. 周辺自治体の出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市は、中国電力に対し、原子力規制委員会による審査の状況を丁寧に説明することや、防災対策に協力することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。

(出雲市が7月12日、安来市が6月26日、雲南市が7月27日、鳥取県・米子市・境港市が8月6日に回答)
9. 国に対しては、先般、改めて原発について確認したところ、次のような見解を示されています。
 - (1) 電力需給には余裕があるが、発電のほとんどは火力発電によるものであり、CO₂を大量に排出するなどの問題がある。
 - (2) 他方、CO₂を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーは、コストが高く供給が不安定であるなどの問題があり、多くの電力を賄うことは難しく、原発は一定割合を担う必要がある。
10. 以上のような状況から、県としては、島根原発3号機については、当然ながら安全性は重要な課題であり、原子力規制委員会が、専門的な見地から厳格に審査を行う必要があると考えたところです。
11. こうしたことを踏まえ、県としては、中国電力が、原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解することといたしました。

中国電力への要請事項

1. 原子力規制委員会の適合性審査については、審査の状況や安全対策の追加・変更等の状況を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 地震・津波評価等については、常に最新の知見を取り入れ、安全対策に適切に反映すること。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性や影響を考慮し、安全対策に適切に反映すること。
4. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう適切な取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
5. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に安全対策の実施に取り組むこと。
6. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
7. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請事項

1. 適合性審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 地震・津波評価等については、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか、十分に審査いただきたい。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性と影響が適切に考慮されているかも含め、十分に審査いただきたい。
4. 安全対策については、施設・設備面だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面についても、十分に審査いただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見や国内外の最新の知見については、その都度、必要に応じて規制基準に反映するなど、原子力規制のより一層の充実・強化に取り組んでいただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。

経済産業省への要請事項

1. 原子力発電の必要性や国のエネルギー政策等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決に責任を持って取り組んでいただきたい。
3. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。

内閣府への要請事項

1. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。
2. 原子力防災会議で了承された避難対策については、住民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。